

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給方法

確認書(または申請書)の内容を確認し、指定された口座に振込みます。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

川越市から  
確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります

基準日(令和3年12月10日)に川越市以外に住民登録があった場合は、住民登録のあった市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和4年2月 1日（火）  
～令和4年9月30日（金）

川越市に住民登録のある方は、川越市特定世帯等臨時特別給付金室が申請先となります。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、川越市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、川越市に返送してください。



### 【確認事項】

- ①住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ②世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ③記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか

※基準日（令和3年12月10日）時点で川越市に住民登録があり、上記確認事項の①及び②に該当する世帯であるのに、確認書が届いていない場合は、川越市特定世帯等臨時特別給付金室までご連絡ください。

## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。川越市における目安の一例は下記のとおりです。）  
（一例）住民税非課税となる年間給与と収入の目安 単身の場合：96万5千円以下、扶養親族が一人の場合：146万9千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに川越市特定世帯等臨時特別給付金室宛に郵送、または市役所7階受付相談窓口へ提出してください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

川越市 住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
(令和4年4月28日(木)まで開設)

**0120-905-702**

受付時間 8:30~18:00 (土日祝日を除く)

川越市 特定世帯等臨時特別給付金室  
住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金に関する窓口

**049-224-6197**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)